

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第99回）議事概要

1 日時 平成25年12月13日(金) 14時00分～15時23分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

伊東 晋（分科会長代理）、相澤 彰子、相田 仁、青木 節子、
近藤 則子、鈴木 陽一、知野 恵子、根本 香絵、服部 武、
廣崎 膨太郎、前田 香織、吉田 進

（以上12名）

(2) 専門委員（敬称略）

安藤 真、三木 哲也（以上2名）

(3) 総務省

（情報通信国際戦略局）

武井総括審議官、田原技術政策課長

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、菊地総務課長、竹内電波政策課長、
森基幹通信課長、布施田移動通信課長、新井衛星移動通信課長、
星電波環境課長、澤邊電波利用環境専門官

(4) 事務局

倉橋情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

(1) 答申事項

「航空無線通信の技術的諸問題について」のうち「広域マルチラテレーシ
ョンシステムの無線設備に関する技術的条件」

【昭和60年4月23日付 電気通信技術審議会諮問第10号】

審議の結果、航空・海上無線通信委員会から提出があった報告書のとおり一
部答申することとした。

【内容】

本件は、空港周辺を飛行する航空機の安全運航を確保するため、高精度に

航空機位置等を把握する広域マルチラレーションシステムに関して、国際民間航空機関において国際民間航空条約第10付属書に記載される技術的条件の改訂が行われる状況を受け、当該システムの無線設備の技術的条件について取りまとめたもの。

(2) 諮問事項

電波防護指針の在り方

【平成25年12月13日付 諮問第2035号】

審議の結果、電波利用環境委員会において、調査・検討を進めることとした。

【内容】

本件は、安心して電波を利用できる環境を整備するため、電波の人体への影響を防止するための指針値を定めた「電波利用における人体の防護指針」について、国際的な機関が定めるガイドラインが一部改訂されたことや電波利用状況の変化等を踏まえ、その在り方について諮問を受けたもの。

(3) 報告事項

- ① 諮問第2033号「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」（平成25年5月17日諮問）のうち、「80GHz帯高速無線伝送システムのうち狭帯域システムの技術的条件」の検討開始について

本件は、LTE等の柔軟なエリア展開のため、80GHz帯高速無線伝送システムを利用するニーズが顕在化しているとともに、ITU-Rにおいても当該帯域の狭帯域チャンネルに関する規格が勧告化されていることから、我が国に早期に導入するため技術的条件について検討を行うもの。

- ② 諮問第2009号「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（平成14年9月30日諮問）のうち、「医療用データ伝送システムの技術的条件等」の検討開始について

本件は、近年、諸外国において、体内植込型医療用機器の無線化・高度化が進展していることに伴い、我が国においてもこれらシステムの導入に向け、諸外国との整合性を考慮した周波数割当や技術的条件の策定が必要であることから、小電力無線システムとして必要な技術的条件等について検討を開始するもの。

本会議にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省 情報通信国際戦略局 管理室 調整係 輿石、横溝

電 話：０３－５２５３－５９５７

F A X：０３－５２５３－５９４５

メール johotsushin-shingikai/●/soumu.go.jp

迷惑メール防止対策をしているため、/●/を@に置き換えてください。